

廃棄物処理に係る行政処分要綱

平成27年4月1日施行

令和元年12月14日改正

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る不利益処分(以下「行政処分」という。)を行う基準と事務手続を明確にし、行政処分の公正を保ち、透明性の向上を図るとともに、廃棄物の適正処理を確保することを通じて、市民の健康を守り、安全な生活環境を実現させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 事業者 一般廃棄物(家庭系を除く)及び産業廃棄物の排出者。
- (2) 事業 許可を受けた一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業。
- (3) 処理業者 許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者。(法第7条第1項、法第7条第6項、法第14条第1項、法第14条第6項、法第14条の4第1項、法第14条の4第6項)
- (4) 当事者 行政処分の対象となる者。
- (5) 参加人 行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第2項に規定する参加人。
- (6) 処理施設 設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設(許可を受けたとみなされるものを含む。)(法第8条第1項、法第15条第1項)
- (7) 設置者 処理施設を設置している者。
- (8) 処理基準 一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準及び特別管理産業廃棄物処理基準。(法第6条の2第2項、法第12条第1項、法第12条の2第1項)
- (9) 保管基準 産業廃棄物保管基準又は特別管理産業廃棄物保管基準。(法第12条第2項、法第12条の2第2項)
- (10) 委託基準 事業者の一般廃棄物委託基準、産業廃棄物委託基準、特別管理産業廃棄物委託基準、処理業者の産業廃棄物再委託基準及び特別管理産業廃棄物再委託基準。(法第6条の2第7項、法第12条第6項、法第12条の2第6項、法第14条第16項ただし書、法第14条の4第16項ただし書)
- (11) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為。
- (12) 違反行為への関与 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けること。
- (13) 欠格要件 法第7条第5項第4号イからル及び法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる事項。

(改善命令)

第3条 八王子市長(以下「市長」という。)は、処理基準に適合しない収集、運搬、保管若しくは処分が行われた場合又は保管基準に適合しない保管が行われた場合が必要があると認めるときは、その行為を行った者(事業者及び処理業者)に対し、期限を定めて、その方法の変更及びその他必要な改善を命令する。(法第19条の3)

(措置命令)

第4条 市長は、処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合が必要であると認めるときは、法第19条の4第1項及び法第19条の5第1項各号に掲げる者(以下「処分者等」という。)に対し、期限を定めてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を命令する。
(法第19条の4、法第19条の5)

- 2 市長は、処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、法第19条の4の2第1項各号又は法第19条の6第1項各号のいずれにも該当すると認められる場合が必要であると認めるときは、その事業活動に伴い当該廃棄物を生じた事業者(当該産業廃棄物が中間処理後の産業廃棄物である場合にあっては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が法第15条の4の3第1項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあっては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を命令する。(法第19条の4の2、法第19条の6)

(事業の停止命令・許可の取消し)

- 第5条 一般廃棄物における事業の停止命令及び許可の取消しの要件及び内容は、別表1の1のとおりとする。(法第7条の3、法第7条の4)
- 2 産業廃棄物における事業の停止命令及び許可の取消しの要件及び内容は、別表1の2のとおりとする。(法第14条の3、法第14条の3の2、法第14条の6)

(処理施設の改善命令)

第6条 法第9条の2又は法第15条の2の7各号に該当する場合が必要であると認めるときは、設置者に対し、期限を定めて処理施設について必要な改善を命令する。(法第9条の2、法第15条の2の7)

(処理施設の使用停止命令・許可の取消し)

- 第7条 一般廃棄物処理施設の使用停止命令及び許可の取消しの要件及び内容は、別表2の1のとおりとする。(法第9条の2、法第9条の2の2)
- 2 産業廃棄物処理施設の使用停止命令及び許可の取消しの要件及び内容は、別表2の2のとおりとする。(法第15条の2の7、法第15条の3)

(趣旨)

第8条 行政処分を行うときは、この要綱の規定によるほか、行政手続法、八王子市行政手続条例(平成7年八王子市条例第28号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年八王子市規則第58号)の規定による。

(行政処分の手続の開始)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行政処分の手続を開始し、その事案の調査結果の内容を記載した調書(以下「行政処分検討調書」という。)を作成する。

- (1) 事業者、処理業者、設置者等が違反行為又は違反行為への関与をしたとき。
- (2) 処理業者又は設置者が欠格要件に該当するに至ったとき。
- (3) 処理業者又は設置者が他の都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第27条第1項の指定都市(以下「政令で定める市」という。)の長等による行政処分を受けたとき。
- (4) その他、市長が必要と認めるとき。

(意見陳述)

第10条 市長は、行政処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当事者の意見陳述の機会を設ける。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。
 - ア 事業の許可の取消し
 - イ 処理施設の許可の取消し
 - ウ ア及びイのほか、市長が聴聞を行うことが相当と認めるとき。
 - (2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないときは、弁明の機会を付与する。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
- (1) 生活環境保全上の支障が現に生じており、早急にその支障を除去する必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
 - (2) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去若しくは生活環境の回復が望めないことから、早急にその支障を除去する必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
 - (3) 処理業者又は設置者が欠格要件に該当するに至った場合であって、当該欠格要件の該当の事実が裁判所の判決書その他の客観的な資料により直接証明されたとき。
 - (4) その他、行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当すると市長が認めるとき。

(聴聞)

第 11 条 市長は、聴聞を行おうとするときは、聴聞の日の 1 週間前の日までに当事者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書を交付して通知する。

- (1) 聴聞の件名
 - (2) 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項
 - (3) 行政処分の原因となる事実
 - (4) 聴聞の日時及び場所
 - (5) 聴聞に関する事務担当者の連絡・照会先
 - (6) 聴聞の日に出席して意見を述べ、証拠書類又は証拠物 (以下「証拠書類等」という。) を提出できること。
 - (7) 聴聞の日に出席する代わりに陳述書及び証拠書類等を提出できること。
 - (8) 聴聞が終結するまでの間、行政処分検討調書その他の当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実を証する資料を閲覧できること。
 - (9) 代理人を選任できること。
 - (10) 聴聞の日に主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席できること。
 - (11) 正当な理由なく聴聞の日に欠席し、かつ、その日までに陳述書又は証拠書類等が提出されないときは、聴聞が終結すること。
 - (12) 主宰者が作成する、聴聞の審理の経過を記載した調書 (以下「聴聞調書」という。) 並びに行政処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書 (以下「聴聞報告書」という。) を閲覧できること。
- 2 市長は、当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を八王子市市内及び市役所の掲示場に公示することで行う。この場合においては、公示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。
- (1) 当事者の名称又は氏名
 - (2) 聴聞の日時及び場所
 - (3) 聴聞に関する事務担当者の連絡・照会先
 - (4) 前項の聴聞通知書をいつでも当事者に対して交付する旨
- 3 聴聞は、資源循環部ごみ減量対策課長 (以下「ごみ減量対策課長」という。) が主宰する。ただし、ごみ減量対策課長が主宰できないときは、資源循環部の副参事の職にある者のうち、廃棄物対策課長以外の副参事でごみ減量対策課長の指名する者が主宰する。
- 4 主宰者は、当事者以外の者であって、当該行政処分に利害関係を有すると認められる者に対し、当該聴聞手続に参加することを求め、又は当該聴聞手続に参加することを許可することができる。
- 5 主宰者は、聴聞の日ごとに、聴聞調書を作成し、聴聞終結後、聴聞報告書を作成する。
- 6 主宰者は、当事者又は参加人の求めに応じ、聴聞調書及び聴聞報告書を閲覧させる。
- 7 主宰者が必要と認めるときは、警察に協力を求める。

(弁明)

第12条 弁明は、当事者が弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出して行うものとする。

2 市長は、弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の1週間前の日までに、当事者に対し次の各号に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書を交付して通知する。

- (1) 弁明の件名
- (2) 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項
- (3) 行政処分の原因となる事実
- (4) 弁明書の提出先及び提出期限
- (5) 代理人を選任できること。
- (6) 提出期限までに弁明書が提出されないときは、改めて弁明の機会の付与を行わないこと。

3 市長は、当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を八王子市庁の掲示場に公示することで行う。この場合において、公示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。

- (1) 当事者の名称又は氏名
- (2) 弁明書の提出先及び提出期限
- (3) 前項の弁明の機会の付与通知書をいつでも当事者に対して交付する旨

(行政処分の決定)

第13条 市長は、行政処分の決定に当たっては、聴聞調書及び聴聞報告書又は弁明書の内容を十分に考慮する。

(本人通知)

第14条 行政処分を行うことを決定したときは、当事者に対し行政処分の内容、根拠条項及び行政処分を行う理由を明記した行政処分通知書を交付する。

(不服申立ての制限)

第15条 市長又は主宰者が、行政手続法第2節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。

2 聴聞の手続を経てされた行政処分については、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。

(行政処分事実の公表)

第16条 市長は、行政処分を行った場合は、その事実を公表する。

(八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年八王子市条例第18号)第65条の2)

2 ホームページへの掲載を行った場合は、掲載後、当該行政処分を行った日から5年を経過した日を含む年度の末日までの期間とする。

(関係機関への通知)

第17条 市長は、事業の停止命令、事業の許可の取消し、処理施設の使用停止命令若しくは処理施設の許可の取消しを行ったとき又は事業若しくは処理施設の許可の申請時において欠格要件に該当していたにもかかわらず瑕疵による許可が行われていたことが明らかとなり当該許可の取消しを行ったときは、その事実を環境省、都道府県及び政令で定める市に通知する。

(支障の除去等の措置)

第18条 市長は、法第19条の5第1項に規定する場合において、生活環境保全上の支障が現に生じており、早急にその支障を除去する必要があると認める場合又は生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去若しくは生活環境の回復が望めないと認める場合で、かつ、法第19条の8第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら支障の除去等の措置の全部又は一部を行う。

(刑事告発)

第19条 違反行為を確認した場合は、刑事告発を行う。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。